

# 福祉環境委員会記録

令和元年7月22日(月)  
10時00分～13時20分  
第1委員会室

【委員】柳楽委員長、上野副委員長

村武委員、布施委員、芦谷委員、田畑委員、澁谷委員、西村委員

【議長・委員外議員】

【福祉環境委員会 所管管理職】

〔健康福祉部〕前木健康福祉部長、久保健康医療対策課長、

湯浅健康医療対策課副参事、

〔旭支所〕西川旭支所市民福祉課長

〔弥栄支所〕木屋弥栄支所市民福祉課長

【事務局】新開書記

---

議 題

1 浜田市認知症の人にやさしいまちづくり条例(案)の検討について

2 政策討論会について

3 その他

【以下詳細は会議録のとおり】

## 【会議録】

( 開 議 10 時 00 分 )

柳楽委員長

ただ今から福祉環境委員会を開催します。今日上野副委員長は浜田広域行政組合の監査の関係で欠席です。西村委員は少し遅れて出席されますのでよろしくお願いします。  
では議題に沿って進めていきます。

### 1 浜田市認知症の人にやさしいまちづくり条例(案)の検討について

柳楽委員長

今日は執行部の皆さんにもご出席いただき、私たちがこれまで数回にわたり検討してきた条例案について、ご意見をいただいたり委員からいただいたりしたいと思います。

まず執行部のご意見をいただけますか。

健康福祉部長

委員さん方の思いをまず伺いたいのですが。

柳楽委員長

経緯としては、政策討論会に向けて認知症支援の提言を行っていきたいということで始まったのですが、その中で認知症の人にやさしいまちづくり条例を是非作っていきたいということで始めています。これまで執行部でも認知症支援についてはいろんな施策を講じておられますが、その中で具体的な効果があまり見えていない気がしています。せっかくいろいろされているのに結果が出てないのは残念ですし、認知症施策については執行部だけでやっていけるものではなく、住民の皆さんにも意識を持っていただき、ともにやっていくことが大事だと思っていますので、市民の方にもしっかりこの条例を訴えさせていただくことで、認知症支援が進んでいくのではないかと言う気持ちです。

他に言っておきたいことはございますか。よろしいですか。

田畑委員

認知症予防に関しては琴浦町に視察に行った時に課長さんもおられたと思いますが、認知症も含めて介護認定率が非常に低いこと、それに伴って介護保険料が浜田市と比べてかなり安いこと。人口規模の問題もあるかもしれないが、実数として非常に差がある。認知症にやさしいまちを作るためにはどうだろうかということを目的に視察に行ったのですが、浜田市にはないような取組があり、浜田市としても議会としても委員会としても当然そういったことには取り組まねばいけないと思い、政策提言の1つに挙げ

ようということでは認知症の人にやさしいまちづくりを作るためにはいろいろな施策が他にも出てくると思いますが、骨子はこういった条例をベースにして進めて行けば良いと思っています。

執行部の方々のご意見を伺いながら、この条例についても施策についても意見交換をしながら推進していけば良いという思いがありますので、忌たんのない意見等をいただければと思います。

浜田市全体の住みにくさが顕著になってきていると僕は思っています。宇津市長時代は毎年人口減少 600 人だったが、久保田市長 2 期目になってここ 2 年は平均 900 人を超える人口減少です。では具体的に住みにくさを解消するのは基本的には可処分所得を増やすことが大前提にあると思います。その中で高齢者人口が 3 分の 1 を占める浜田市においては、自分で稼ぐよりも国の政策に影響を受けやすい。消費税が上がっていく年金が減らされていくといった中の住みにくさの大きな一つが、浜田市の場合は医療費が高いことと介護保険料が高いことです。他にも問題は一杯ありますが、医療費と介護保険料が高いのはなぜなのだろうという疑問があります。介護保険認定されている人の 3 分の 1 は認知症を患っておられるとかで、6,980 円という介護保険料になってきているのだろうと思います。

これを住みやすくするためには、全ての支援をやっていかないとはいけないけど、まず今年 1 年は認知症について我々委員会では、琴浦町に視察に行った経緯もあってやろうということでは。

政策提言の基本になるのは理念というか、物事に対するフィロソフィとビジョンが一番大事です。フィロソフィのことにおいて条例を作っていくことがまず根底にあるのではないかということでは。先進自治体の例を参考にしながら、委員会では議論をしているのですが、これは基本的には理念条例です。全国の認知症条例の中では神戸市が一番進んでいた。条例文章も非常に分かりやすい文言になっているし、認知症の方が事故の加害者になった場合の補償を、審議会を設けて税金で補填するところまで行っているんで、非常にレベルが高い。そういう予算執行に伴うようなところまで行っている。だがそこまでいくにはかなりハードルが高いので、まず理念条例の根本的なところを作っていくところから

らスタートすることが、浜田市の政策の中でのブレイクスルーになる。僕は浜田市の政策は基本的にはフィロソフィとビジョンがないというのは、昨年12月の段階で中学校医療費無料化というのを議会から提案された時に、それはコンビニ受診につながるからできない、考えていないという回答だったのが、わずか半年もたたない3月の当初予算に上程された。その話を聞くと近隣の島根県内の市町村がそれをやったから浜田市もせざるを得ない、遅ればせながらやっていく。要するに全然アドバンテージがないのです。差を縮めるため。僕に言わせると浜田市の福祉政策にはビジョンも哲学もない。そういう意味においてきちんとした理念を作っていく事が必要なために条例提案が必要ではないかと。委員会で提案していこうと。しかし条例を実際にやっていただくのは執行部の皆さんなので、ご意見をいただこうということなのです。

8月5日に政策討論会があるので、一応委員会ではこういうことを検討している、附則資料として成果を他議員さんに示したい。これを実行するためにはどこを修正すれば良いか、条例提案につながっていくか、執行部のお知恵を拝借したいです。よろしくお願いします。

柳楽委員長

以上のような思いです。他にありますか。

( 「なし」という声あり )

今のような思いでおります。是非ご意見をいただきたいと思えます。

健康福祉部長

お忙しいところこういった場を設けてくださりありがとうございます。まず最初に2つほど。

認知症は我々も非常に重要なものだと思っています。ご存知のとおり総合振興計画の中でも高齢者福祉の4点目で認知症を取り上げています。それからもう1つは、条例を作られることに関して我々は反対ということは一切ありません。そこは勘違いのないようお願いします。いろいろ煮詰めていって良い条例になればという思いは一緒ですので、ご理解いただきたいと思えます。

案としていただいている研究は…拝見しました。まず私から大雑把なお話をして、具体的には久保課長からお話してもらいます。

この条例案で言うと、和歌山県御坊市の条例と愛知県設楽町の条例をミックスしてあるように見えます。ここで一番気になるのが、愛知県設楽町は人口が4000人くらいの小さな町で、例の踏切事故が起こって家族に賠償命令が出た事件が発生した町です。推測ですが、こういったことが起こったので認知症の予防を一生懸命やってみようとおそらく今までそういう取組がない町で、事件が県内で起きたので予防に力を入れていく意味で作られた条例だろうと見ています。

一方和歌山県御坊市は全く逆で、おそらくすごく福祉が進んでいる。行政だけでなく民間も一生懸命やってくれたところで、NHKで事業表彰をもらっておられるようなすごいところです。さらに認知症家族や本人さんにも来てもらって、おそらくワーキングチームを作られたという書き方がされていましたが、そういったところで去年から研究されて作られた条例というのがこの中に溶け込んでると思われます。

タイトルは「認知症の人とともに築く総活躍のまち条例」というように、認知症の人を主役にして、認知症の人が暮らしやすいまちを作ろうという条例です。ですから設楽町と御坊市の条例は目的がかなり違うのかなと。設楽町はどちらかと言えば介護予防を一生懸命やっていますという条例、御坊市はベースがあってさらに上を目指す、認知症の人を主役にしてやっという、認知症の人の役割や責任というのが出てくる、あるいは認知症になってからの希望、尊厳、挑戦といったような、認知症の人を主役にしてあるような条例になっています。ですので目的が違う条例の良いところ取りをして1つにしてしまうのは、なかなか苦しいところが出てくるのだろうと見ています。

そういう意味で言うと、浜田市で言うと例えばですが、まずは設楽町みたいな今まで以上により予防等をしっかりやっというような条例にさせていただいた方が良いのかなという気は少ししています。具体的なことは久保課長から説明します。

健康医療対策課長

個別の条文に対して今の部分のところから感じたことを言います。

今回「浜田市認知症の人にやさしいまちづくり条例」というこ

とで、澁谷委員もお話されていましたが浜田市は住みにくいというニュアンス、やさしいまちづくりをテーマに掲げられた印象で受け止めていますが、個別の条文の中では第1条から以降、何回か出てくるのですが、「認知症の人」というフレーズがあって、認知症の人の責任と役割を明らかにするというニュアンスが出てきます。これは1条から関連として2条、3条、5条。まず2条からお話させてもらおうと思いますが、2号に認知症の人の定義があります。「認知症の診断を受けた人及び診断は受けていないが認知症に類する変化を自ら感じ、周囲の人が当該変化を感じられる人」、その前に1号で認知症の定義があります。認知症の定義は介護保険法の5条2の1項です。実は介護保険法の5条2の1項で言う認知症と、2号の認知症の人の認知症は意味合いが違います。1号の認知症の文章を読ませてもらうと、「脳血管疾患、アルツハイマー病その他要因に基づく脳の実質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態を言う」とあり、病気というかそういった状態のことを言っていますが、2号の認知症の人は病気だけの範ちゅうではなくもっと幅広く、認知症気味の人まで定義づけています。認知症の人をどう見るのかは全体に関わる大きい部分の話だと思いますが、この部分の考え方をはっきりしておかないと後々の影響が大きいのかなと思います。これは先ほど紹介があった御坊市の条文から作っておられると思います。御坊市は非常に踏み込んで、認知症の人に役割を持ってもらって活躍してもらおうということが根底にあって出てきている内容ですから、単純に認知症も病気としての認知症だけでなく、予備軍的な人も含めてこれから活躍してもらうのだ、その人たちの視点で見てという内容がひそんで、思想としてあって、そこがこの辺の定義にもにじみ出ているのではないかと。認知症の人にやさしいまちづくり、今回委員の方々から提案されているものがここまで踏み込んだ内容としてイメージされているのか、改めてご確認いただいて進めていただければ良いのかなと思っています。御坊市という、これまでのバックグラウンドがあってこの言葉につながっているのだらうというのを見ながら感じました。この件だけが続いて追いか

けていくと、3条の1項3号にもこれに類推して認知症の人の責任と役割というのが出てきますが、5条でまた認知症の人の役割を具体的に言っています。他にもいくつかこういった条例を作っておられるところがありますが、認知症の人の役割を条文上に位置づけているのは御坊市以外には見受けられません。これは根底にあるのは認知症の人に活躍してもらうのだ、認知症の人から見てどんな活躍ができるまちなのかという視点があるので、あえてそこまでうたい込んでいる。見ているところが違えばここまで踏み込んで規程することをどう考えるのかと思います。なのでまず感じたのが「認知症の人」の定義とその役割を再度皆さんの中で煮詰めていただいて、取り組んでいこうとされていることと合致しているのかを見ていただければと思います。これが大きい点です。

続いて、2条に「認知症サポーターの定義」があります。そのまま読ませていただくと「認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族を見守り支援するもの」とあります。認知症サポーターは我々もずっと取り組んできて多くの方に参加してもらってサポーターになってもらっていますが、基本的には正しい知識を理解していただき、無理なくできる範囲の応援をしていただきたいというのが根底にあります。条文の中で

「支援するもの」と言い切ってしまうと義務的に何かをしなければいけないニュアンスがあるのかなと感じています。義務を負わされるなら受けるのをやめようかと思われても困ると感じています。厚労省が定義する認知症サポーターとは、前段の正しい知識を持つのは同じですが、後段では、認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けするという言い方をしています。まさに我々が思っているイメージと合致します。強制的に役割を担わせるのではなく、知識があるからいろいろなことに気がついてもらえて、できる範囲のことを少しずつ手掛けていただこうということで。目指すところの中でサポーターの定義も改めてご確認いただければと思っています。

さらに、4条に「市の責任」とありますが、2項で「組織体制の整備」があります。ここの中で「包括支援センターを拠点とし

た」という表記があります。認知症にどのようなアプローチをするかはいろいろあります。高齢者支援という立場での支援もあれば、医学的対応のアプローチもあります。いろいろな側面があるので、必ずしも包括支援センターを拠点とすると明記すると、限定的に見えてしまう。施策そのものは包括支援センターが中心というよりも、関わる場所は幅広くあるので、ここをあえて表に出すのはどうかと感じています。

最後になりますが、11条に「認知症の人とその家族の支援施策」とあります。この4項に「認知症と診断された人による事故についての支援」とうたっています。これも冒頭に部長が話をしました中に、条例を作るきっかけに高齢者の事故があった自治体もありますし、神戸市のように市をあげて全体的なコンセンサスを得て踏み込んで作っておられるところもあります。一方で御坊市の中ではこういったことは出てきていません。11条のみならず10条、9条は御坊市のものには一切出てきません。目指すところが違うから出てこないのですが。設楽町は愛知県内で事故が起きたことを意識して作られたり、事故そのものが起きた愛知県御坊市は発端となって条例制定が始まっていますので、ここの部分はあえて触れているのですが。そういう背景があってあえて事故を取り上げて位置づけられているのだと思います。なのでこの辺りは全体の理念の中でも少し踏み込んだ内容なのかなと。ここまで踏み込むのはどうかと。目的としている部分、浜田市としてどのようにやっていきたいか。条文の中では踏み込んだところがいろいろあるのですが、目線を改めて皆さんにご確認いただいて内容を整理していただければと思います。

全体を拝見して、方向性の部分で感じたところを中心にお話させてもらいました。

弥栄市民福祉課長

私はよそのを見たわけではないですが、全体として非常に分かりやすく良いと思いました。語句で「取組」というのが出てきますが、統一されているのは良いのですが、個人的な感覚や好き嫌いの問題なのかもしれませんが、私的には「取り組み」これが良いなど。

第3条、認知症の人にやさしいまちづくり云々と書いてありま



すが、さっと読んだ時に少し違和感があって。認知症の人にやさしいまちづくりとは等々を入れて、「まちづくりを推進するものとする」ではなく「こととする」。が良いかなと。

第4条、「まちづくりのための施策を総合的に実施しなければならない」、その下に施策は実施、実施と流れていますが、第10条で「認知症の予防に関する施策を積極的に推進」と、ここは「推進」となっています。事業は実施するのですが、施策については推進の方が良いのかなと。あるいは展開とか。だから統一するのであれば全部「推進」で統一した方が良いのかなと思います。

第11条の3「市民、事業者、民生委員」、ここで初めて民生委員さんが出るのですが、それまでの流れで言うところには「市民、事業者、関係機関」の方が良いのかなと。ここまでずっと「市民、事業者、関係機関」できているので。

湯浅副参事

第2条(7)の生活習慣病のところいくつか疾患名が挙がっていますが、生活習慣病は本当に幅広いので最後に「等」をつけていただくと、全部含まれて良いのかなと感じました。

第10条1項、ここはきっと議員の皆様と私たちの思いがすれ違うところかなと思いますが、「市は認知症の予防活動を行うための環境を整備、その他認知機能検査の実施等」と、検査をすることがうたわれています。予防活動の推進は確かに必要で、理念として是非挙げていただきたい事項ですが、認知症検査は、確かに琴浦町のように週2回くらい何か月も教室に通うと、評価する検査項目は挙がるのですが、実際に認知症を予防できると立証できてない部分があります。早期発見は必要だと思いますのでいろいろな方法で発見していかないといけないのですが、ここに検査とうたうと中には検査によって余計にダメージを受けて悪化する方がいらっしゃって、浜田市のお医者さんの中にも反対される方がいらっしゃるので。これからいろいろな取組みは必要だと思いますが、理念条例に検査の実施までを入れる必要があるのか気がなっているところです。

健康福祉部長  
柳楽委員長

言葉遣いは法令審査でされますよね。

以上でよろしいですか。執行部からいろいろとご意見をうかがいましたが、それについて皆さんから何かご意見や質問がありま

澁谷委員  
健康医療対策課長  
澁谷委員

したらお願いします。

今のを修正案として出してもらえば良いと思う。

どの部分ですか。

今言われたの全部。うちらが直したら、それをまた修正されて切りがないので、ある程度「ここをこう変えて欲しい」という案だね、お話があったように、認知機能検査を実施と明記してしまうとタブレットを使った物をしていかなければいけなくなってしまふというのであれば、こういう文面に変えてくれというようなものを出してもらわないと、堂々巡りになる。

芦谷委員

条例というのは市民のものだから、議会も執行部も縛られる。そうするとむしろ執行部はこういうものが出れば、主体になってどうすれば良い、ああすれば良いということを、能動的に前へ向いた話でやっていかないと、小さいことを指摘していると話は前に進まない。是非、市民のためにやるのだからボールを持った市の意向を逆提案にでもしていかないと、これは駄目あれはいけませんと言っていると、今みたいな話になる。すごく時間がかかる。

あと法令字句の問題は、行政用語の字句や法令字句に従って、きちんとしたところでチェックしてもらえば良い話だから。必ずしもここであまり議論せず、別の作業でやってもらいたいと思います。

布施委員

先進地条例の、予防なのか踏み込んだ認知症の人が主役の条例を作るのかということで指摘されたと思います。浜田市も今いろいろな施策をされていて、なかなか噛み合っていない部分があると私も感じています。サポーターのことを言われましたが、サポーターは講習を受けてリングをもらいます。私も7年前くらいに講習を受けて、それ以後スキルアップの講習を受けたわけでもないですし案内が来たわけでもないです。だけど一応はサポーターとしての自覚はあります。ありますが、何をすれば良いのかは決まり事がないから動きようがないのです。先ほど澁谷委員が言われました、理念条例としてもサポーターはそういう役割があるのだけど、地域においてこういうことを考えてやるべきですということを文言にある程度……応援する立場、支援する立場、言葉の違

いはあったとしても条例の中に入れていただくと、自分が受ける立場になった時に……たくさんおれば良いことは良いですが、鳥合の衆では駄目だと思います。理解した上での認知症サポーターが必要だと思っています。その前でそういうものを作ることによってサポーターの意味合いも出てくるのではないかという思いがあります。ですから久保課長が言われる、理念条例にしても予防のための理念条例にするべきか、踏み込んだ条例にするべきか、入り口をしっかりと決めれば、我々委員会で出そうとする条例は、指摘から修正していけば自ずとある程度良い物になっていくのではないかと。ごちゃ混ぜだから非常に難しい部分があると思います。執行部の方が言われたように、これは予防のための理念条例を作るべきだというのであれば、認知症検査もサポーターの役割も、家族の支えも、これに合致していく条例になるのではないかと思います。

芦谷委員

認知症サポーターというのがいつも出ますが、これが6千人かな1万人かな。

( 「6千人超」という声あり )

これははっきり言って数字だけで実態は多分市もつかんでない。広報で認知症サポーターに対する啓発をするだとか、年1、2回は講演会をするだとか、そういう後方支援があれば実態がつかめるのだけど、サポーターを養成しただけで市民も分からない、執行部も分からない、我々も無論分かりません。それでしたとするならすごく曖昧だと思います。ただ1回きりの研修をしてもらっただけでリングを配ってサポーター認定するのはどうなのかなと思います。

健康医療対策課長

最初のところで、市が内容を作って提案をという話がありました。根底のところ、皆さん方がどうしたいのかがあって、それが条例の形になって出てくるので、皆さん方が形づくられないと、こちらが作ってどうぞという話ではないと思います。それだったら皆さん方が作られて上がってきた条例ではなくなってしまうので。根っこがこうあってこれをこうしたいから、その実現のための理念条例だと伺っているのでは、話が変わっているのではないかと。

それを言い始めると……最初の話だって、現状の問題点をブレイクスルーするためには何かのきっかけにしたいのです。条例づくりは1つの根本になるものであって。それなら浜田市の場合はどうなのだということになる。地域包括支援センターについて課長が指摘したけど、では690平方キロメートルの面積がある自治体の中で、地域包括支援センターが1個で良いのかと、多くの議員が疑問を投げかけている。でもそれをあなた方は実際問題1個で良いのだと言う。結果、機能して認知症にしても介護保険料にしても医療費にしても、そういうことを提言する形になっているのかという問題なのだ。それができてないからいろいろな問題が出てきているのではないか。どこかから手を付けなくてははいけはずなのだ。座して死を待つのではなく何かしていかないとはいけない。だから1つ1つの中で欠点を言われるのはごもつともだろう。しかしそれを言い始めると何もできないのだ。それならなぜあなたらが作らなかったのだ、先進自治体のように作らないのかということになる。本当に認知症の予防だとか介護保険や、医療費……浜田市を生活しやすくするためにどういうことをやっているの。あなた方やっていると言うだろうけども結果が出てないではないか。それについて議会側は皆で議論しながら、まあ寄せ集めですよ、先進自治体を見ながら作っているわけで。それについて……ではこれはそういう根本的な問題が……だからブレイクスルーしたいわけよ。良い形になりたい住みやすい浜田市を作りたいわけよ。その中の1つが認知症の、高齢者の問題なのだ。そのために子育て支援ももっと充実させないと話にならないよね。今400人を割るような出生数の問題になっているけど。

だから問題があるところを直してできるような形でも、最終的に修正していけば良いと私は思っている。1回条例を作っても。根本理念は、最初の前文のとおりだ。それが整合性あるようにすれば良い。直していったいくつも指摘を言われても、スピード感がまず大事だからね。毎年900人減っているのだから浜田市は。そういう状況において……それは責任放棄なのではないの。

よその条例を見ても皆そうですが、背景があつてこうしたい、だからそれを形にしたいから、いくつか見る中では出てくるので

すが。その「こうしたい」を皆さんの中で固められてそれを形にしていくものだとして受け止めていたので。こちらが作ってどうですか、というのは。

澁谷委員

いや作ってくれではなく直してくれと言っているのだ。作ってくれとは言わないよ、もうできているのだから条例は。できないから委員会が作っているのだ。

芦谷委員

生煮えの案かもしれないけど、いざ執行部が前に進もうと思った時には執行部がやりやすいように、おもんばかって付度をして、要するに執行部も市民も利益になるような提案をしてもらえば良いと思うのです。元々のところは、では一体どうなのかというところまで突き詰めずに、一応生煮えでも提案した分をさらに良くするためにはどうです、という提案の方が良いと思うのだが。8人の意見を一緒にしようというのであれば、それはしますよ。

弥栄市民福祉課長

包括支援センターというのは1個だと言われましたが、サブセンターというのがあるのではないですか。

柳楽委員長

ありますね。

澁谷委員

サブセンターは誰がいなければいけないというのが違うでしょう。

健康医療対策課長

違いますが、浜田市みたいな形ではむしろサブセンターの方が有効だと私は思っています。

柳楽委員長

今の話ですが、実際に支所にサブセンターがあってその保健師さんや栄養士さんが地域に出向かれておられるという状況は分かっているつもりです。ただ、そうした時に人員的にどうなのかと思います。看護師さんがおられるところもあるのでしょうか。だいたい保健師さんですよ。認知症だけに特化して関わるのは人員的に無理だと思います。実際のところ、サブセンターでも人が足りているのかという問題もあると思います。本庁でもそうだと思いますが、福祉部局のそういった関係の仕事をしてくださる人員が足りていないように見えるのです。前にも委員会内でそういう話が出て、実際足りてないという課長のお話も聞いているので、そういったところもすごく問題なのかなと思うのですが、実際どうなのですか。

健康医療対策課長

職員体制部分で言うと、包括支援センターは高齢者人口によっ

て配置基準があります。例えば弥栄は小さいですが1名ないし2名が配置基準です。基準は最低ラインであって多いのはいくら多くても良いのですが、多いからといってマンパワーも予算も潤沢ではないので、1名か2名のところを3名も4名も配置はできない。包括支援センターは基本的には3つの職種を配置することになっています。保健師、主任ケアマネ、社会福祉士。1名か2名となると3職種は絶対そろわない。単独でセンターを持つと弥栄だけでなく金城も旭も場合によって三隅も、3職種必ず欠けます。サブセンターだったら、本体にはそろっているので足りないところを本体が埋められます。だから高齢者人口が少ない地域が点在している場合には、独立したセンターよりサブセンターの方が相互補完ができて有効な面があるというのが、私たちが思っている体制です。

人員的には1ないし2だとか、それで全てできるわけではありません。基準上はそうですが、ではその1人がでかけている時に誰がどうするのかという問題があるので、周りのサポート・穴埋めは必要です。現在は包括支援センター以外の職員も当然事務所にいますので、いろいろな側面的なサポートをしながらやっている。ただ、どうしても人員的にこれで十分ですかという話になると、なかなか難しいです。こういったことはどこまで支援すれば100点ですかというのがないので、気がつくところをどんどん外に出て見ていこうと思えば、どれだけマンパワーがあっても十分だとは言えません。なので私たちは私たちが配置できる中で、どういった形で優先順位を持ってできるかを手掛けていくしか。

芦谷委員

3職種の充足状況と、例えば5年前と今とを比べてどう変わっているか。人は増えているのか減っているのか。

健康医療対策課長

まず保健師は基本的にずっと、職員数が減っていく中で保健師は維持しています。主任ケアマネージャーは1名退職して補充ができていけませんので全庁で1名。社会福祉士は平成27年に社福士として初めて採用してそれが1名います。一般事務職員で社会福祉士資格を持っている職員もいますので、本当はそのための職員ではないのですが配置したりしてカバーしています。平成27年時点に1ついたというのが推移としてはあります。

芦谷委員  
健康医療対策課長

だから人員とすれば現状維持ということで。  
現状確保できています。職員全体が下がっている中では確保してもらっています。

健康福祉部長

具体的な言葉で言うと2条の認知症サポーターのところと、4条の地域包括支援センターと、10条の認知機能検査、この3つの言葉だと思います。これは直せと言われればいくらでも案は出せますが、最初に申したように、御坊市の部分をどう取り扱うかは皆さんで決めていただきたい気はします。繰り返しになりますが、御坊市はベースが上のようになっていて、ですから認知症の人の活躍、役割、責任という言葉が出てくるのです。

澁谷委員  
健康福祉部長

では予防と責任を併記してはいけないの。  
いけないわけではなく、見方によっては認知症の人はこういう責任を持って、こういうことをしなければいけないみたいに受け止められるのではないですか。

澁谷委員

しなければいけないではなくて、人間としての矜持だよ、認知症としての矜持として、できることは責任をもってやるという。認知症だからもう、ではなく認知症になっても住み慣れた地域で人間の誇りを持っていく、役割、生き甲斐は必要だという意味においての責任なのではないの。認知症になって介護で人の世話になるだけでなく、あなたは人間として多様性社会の中できちんと尊厳を持った人間として扱われますよという、その中において最低でも責任という言葉を使うことにおいて、自意識というか自覚を持たせているのではないの。厳しいことではなくて。

健康医療対策課長

これを何人かの方に見てもらったことがあるのですが、この部分に関して肯定的に見られる意見は残念ながらいただいてないです。

澁谷委員  
健康医療対策課長

何が。  
認知症の人に役割を課すということに関して。なぜここまで課さないといけないのかという。御坊市はそういった積み上げがあってここまで踏み込めるのだと思うのですが、実際市民の皆さんとコンセンサスがあってここまで踏み込んで来れるものですが、そこに至ってない中でここへ飛ぶのは少し走り過ぎな感じは受けています。

澁谷委員

その説明なら分かりやすいね。

芦谷委員

私はこう思ったのよ。健康づくり、介護予防、認知症予防と進みます。やはりこの人が元気でいた頃の人格や人権を尊重しながら……もう病気だからあなたつまらんから、みたいについついなるのですよ。やはり人の本性に立ち返って、その人の人権や人道上の問題等もしっかり考えようという理念が入っているのです。認知症とラベルを押してしまえば、あなたはこちらだからみたいな感じになってしまって、人として十分扱い難い面もあるでしょう。人間本来の力を発揮してもらおうというところが入っているのです。気持ちはそこなのです。

健康福祉部長

お気持ちは良く分かります。ですから結局、市民の人がどう思うかも1つありますし、もっと言うと当事者の方が役割と書かれた時にどう思われるか、どう感じられるかは大事な点だと思います。では当事者等に聞いてみなさいということになるのですが。

芦谷委員

役割が使えないなら生き甲斐とか。そういう感じで修正してもらえば良いのではないの。

健康福祉部長

もう一度言いますが、御坊市だけです、ここまで踏み込んでるのは。

澁谷委員

神戸市はもっと踏み込んでいるよ。どんどん修正をかけているし、審議会を作って、審議会メンバーを15人で、どのようにして審議会を作るかまでやっている。

健康福祉部長

市県民税を増税して、そのお金を認知症の救済制度にあてるということをやっていますが、その前段として昭和52年からいろいろ歴史があって、平成28年にG7保健大臣会合の会が開かれたりして、阪神淡路大震災もあって、ずっと福祉が進んできたところですよ。先ほど言いました平成28年にG7保健大臣会合が神戸市で開かれたのをきっかけに、認知症関連にますます力を入れて来られて、最後は市県民税を増税してその資金を認知症の救済制度にあてるところまで来て、今の条例にあるのだと聞いています。そのように、歴史がやはりあると思っています。

うちのイメージで言うと、まず予防からどうでしょうかというニュアンスです。

柳楽委員長

認知症の人の役割という部分で、しっかり項目が挙がっている



ことに少し抵抗があるというお話だったと思いますが、委員の皆さんがどう思われるか分かりませんが、例えば5条の「認知症の人は」というところが「市民は認知症になっても」というような表現に変わった場合にはどのように思われますか。

健康医療対策課長

誰もそこへ行く可能性があるという意味合いで言うと柔らかい感じはするのですが。

柳楽委員長

それでも……という感じですか。

健康医療対策課長

個人的には、でもやはりその状態になってみると役割を責務として持つのかというのを感じるのかなと。あくまで個人的に。

湯浅副参事

全体的な印象として、認知症の人に優しくしたいという思いが出るあまり、認知症の人を区別……ではないですが……なので認知症を含む全ての市民とか、皆がそうなるのだという表現はどのようにしたら良いのか分からなかったのですが。それであれば、もうちょっとすんなり入るのかな。誰も自分らしい生き方を、どんなに年を取っても続けていけるという思いが伝わる表現になれば良いと感じました。それにはやはり当事者の人が入らないと、いくらここで大事だと言っても、本人がそう望んでないのに勝手に作られたみたいな形になると、せっかく思いがこもっている条例が良い形で生かされない心配はしています。

布施委員

認知症の人の度合いはあると思います。役割と言われても認知症の方は……賢者の時にはすごく理解できると思いますが、なった方は役割というのがなかなか難しい部分があると思います。11条第3項に「認知症の人とその家族への支援施策」というのがありますが、この第5条は認知症の人の役割です。これ認知症を抱える家族としての役割とか、そういう文言で、認知症になっても家族は1人の人間として今まで生きてきて尊厳のある人ですよ、家族も一緒になって病気としてとらえて受け入れるし、こういうことをやったらどうでしょうかというものに変えたらどうかと私は思ったのですが。認知症の人は確かに大変なのですが、それを支える人が一番大変だという思いがあるのです。だけど認知症の人の家族の役割……親が認知症になったことを隠す人もおられると思います。そうすると地域も手助けできませんし、サポーターになってもできない部分がありますので、認知症の人の家族

の役割としての役目をここへ少し入れたら良いなという思いが今あります。

柳楽委員長

1時間以上経過していますので休憩したいと思います。再開を11時15分とします。

[ 11時 04分 休憩 ]

[ 11時 16分 再開 ]

柳楽委員長

委員会を再開します。ご意見がございますか。

芦谷委員

認知機能検査の状況を把握した方が良いと思います。健康診査とかいった段階で、認知機能まで見るような言い回しです。必ずしもきちんとするというのではなく、そういった表現は何かあるかな。健康状態の把握の意味で。

湯浅副参事

そのまま、認知機能の把握とか。

芦谷委員

認知機能検査をするのはあまり良くないという意見もあるとおっしゃったでしょう。

湯浅副参事

検査という言葉には引っかかります。

田畑委員

この条例でほぼ良いでしょうと判断して、今日は部長さん以下の方とお話しているので、この案で良いでしょうと言った手前なかなか言いにくいけど、認知症の人にやさしいまちを作るとなると、もう一方では地区まちづくり委員会でやっているよね。早く言えば、まちづくりをなささいということで、まちづくり総合交付金を一生懸命ばらまいている。一方では家族で支えて地域で支える仕組みを作っておかないと、いくら良い物を作っても難しいと思う。認知症サポーターとか地域包括ケアセンターでいろいろなことを言っても、行政のやることにも限界があるから、それをするためには地域でも予防しなければいけないだろうし、仕組みは行政の知恵としてある程度の骨子は示していかないといけないと思う。御坊市が良い部分もあるだろうし、愛知県設楽市のこともあるかもしれないし、琴浦町には琴浦町で良い部分もある。良いところ取りをしたのがこれです。これにすると整合性が取れない、目的はどこを向いているのですかということになるかもしれないが、予防するためには何が必要なのか、骨子だけはある程度知恵を借りないとなかなか難しいと思う。

認知症の人にやさしいまちづくりと言えば、福祉部署で進めている認知症予防の問題と地区まちづくりの問題が、すごく上手いこと絡み合わないと。非常に難しいように僕は感じる。

先ほども言いかけたけど、うちの地区でいくと災害時の要支援者や老々介護の人は全部情報提供しろと。個人情報の問題があっても提供しろということで、年齢、携帯番号等全部報告していただかないと、自主防災組織が災害時に助けられないという意味合いから。だからあそこは老々介護をしている、地域全体で、外へ情報をもらすのではなく地域が情報を認識していないといけない。それが認知症にやさしいまちづくりになるのかどうかは分からないけど。たまたま自主防災組織を作った時にそれをやったから、うちら 250 軒くらいは全部分かる。自分は情報提供は無理という人もいる、その人は放っておかないと仕方ないのだけど、そういう仕組みを地域が作って行政に相談する仕組みにしておかないと、福祉とまちづくり部署に持っていかないとなかなか難しいと思うのですが、部長いかがですか。

健康福祉部長

おっしゃるとおりです。介護保険のスタートも元々は家族だけで見えていたのを社会で見ましよう、皆で見ましようということで始まったので、そういう意味で言うと認知症も一緒に、いつまでも家族だけで面倒を見るのはとても無理なので、できるだけ介護保険事業者を含めて地域と一緒にやっていくところがおっしゃるとおりです。

田畑委員

ただ、本当にそれができるのかといわれると、地域性等いろいろあってなかなか難しいのも事実なのだろうという気がします。

10 年在宅介護すると、さすがにこういうのを感じる。徘徊から始まって。

健康福祉部長

あと施設からも、排便をあちこちでということがあって職員が夜 1 人しかおらず対応できないから見られないという話も時々聞きます。おそらくそれは家も一緒かと。

澁谷委員

認知症は便を食べるといふこともあるらしい。

柳楽委員長

そういうのもありますね。

芦谷委員

認知症の人という定義の方向性は決まったのかな。

健康福祉部長

まだです。

芦谷委員	厚労省が言う介護保険云々というので言えば、これは要するに診断を受けるのだろう。
健康医療対策課長	病気としての認知症だという。
芦谷委員	診断というか認定を受けるのだろう。
健康医療対策課長	診断が必須かどうかは別としても、その状況だと。ここにあがっているのは認知症気味のレベルまで広く対象にしているのではないかと読みました。
芦谷委員	ここで話したのは認知症気味の人までも一緒に考えようということなのですよ、思想は。だから限定的な介護保険法という認知症だけでなく、さらに間口を広げた形なのです。
西村委員	私は請求した記憶があるのだけど、3条は「認知症の人にやさしいまちづくりは」で始まっていますよね。これがダブっているからこれを取れと私は言ったのだ。これを取って「市民、事業者、関係機関は次に掲げる」とつなげるのが文章としては良いのではないかと、前回言ったつもりなの。だから「認知症の人にやさしいまちづくりは」は取り除いて、前にあった「市民、事業者、関係機関は」から始める。そのように言ったつもりなのだが、逆に削られてしまった。「やさしいまちづくり」は2回同じことを言っているだろう。これだと誰がするのかという主体がないから、皆でやるのだという意味なのだけど。
柳楽委員長	西村委員からご意見がありました、皆さんいかがですか。
西村委員	以前の文章は第3条の「認知症の人にやさしいまちづくりは」の後に「市、市民、事業者、関係機関は、」が続いていて、「認知症の人が暮らしやすいまちづくりを推進するものとする」という文章だったの。それは文章的におかしいから最初の「認知症の人にやさしいまちづくりは」は取った方が良くと私は言ったつもりなのだけど、逆に「市民は」の部分が削られてしまった。
新開書記	主語が2つあって実は私が逆を消したのですが。基本理念の、条例の主旨、認知症の人にやさしいまちづくりが理念の主語になるということが結構定番というか、そういう形だというのがあって、主語が2つあったので意に沿わぬ方を消してしまいました。
西村委員	それだったら、「認知症の人にやさしいまちづくりは市、市民、事業者、関係機関が次に掲げる基本理念に基づき推進するものと

する」とすべき。そうするとやさしいまちづくりが2回出てこないから。元々あった文章は主体がはっきりしていたが、いやそんなことは分かり切ったことだから要らないという意見もあるかもしれない。それならこれでも良いのかもしれない。

柳楽委員長

その部分はまた委員だけで話したいと思います。執行部がおられるので、何か執行部に確認したいこと等、他にございませんか。

( 「なし」という声あり )

よろしいですか。

西村委員

先ほど検査のことで湯浅さんが言われた、一部市民にも医者にも、検査について疑義があるようなことを言われたではないですか。

湯浅副参事

効果が……。

西村委員

そう。効果について疑義を持っている市民なりお医者さんが存在すると。そういった資料は。

湯浅副参事

資料はありませんが、国が出したのもの等を見ても、これが予防できますという活動は、効果がきちんと立証されたものできていません。でもそういう活動をすればその期間、検査項目に関しては認知機能が上がるというデータはありますが、その後その人が認知症の発症につながらなかったとか、そういったきちんとした研究結果が出ていないので。

西村委員

それはそうかもしれない。そういう意味なら良く分かるのだけど。全面的なデータにはならないかもしれないけど、琴浦町のは非常に貴重なデータの一端だと私は受け止めています。

湯浅副参事

いろいろなところも週2回くらいの活動3ヶ月6ヶ月続けると効果が出ている例はたくさん出ています。ただ、それを浜田市の中でできるかという自信が……。

柳楽委員長

多分、それを全て行政が関わってやろうとすると無理があると思います。そのために認知症の人にやさしいまちづくり条例とかで、市民の皆さんに地域で支えられる体制を作っていただくことが前段となって、できてくることだと思います。そういう意味合いも持っている条例だと思っていますので、そこが一番大事かと思っています。

健康福祉部長

地域の話は大府市が地域組織の役割をはっきり条例の中に入

れておられます。地域組織は認知症に関する理解を深めるとともに地域の住民相互の支え合いの活動に積極的に取り組むことに努めることとする、と。

布施委員

第何条。

健康福祉部長

6条でしたか。事故が起きた当事者の方がおられるところです。

芦谷委員

1点は、この条例に10条、11条の認知症予防施策があって、12条に市長が定めるのですよね。これをざっと見て今話を聞いて、市長が別に規則等を作って前に進めようとしている要素があるのかないのか。その思いがあるのかないのかお伺いします。

健康福祉部長

当然必要があれば作りますが、いろいろな事業展開を現時点でしていますが、こういった条例や規則がないとできないかというところと全くそういうことはありませんので、とりあえずすぐ作ることはならないのかなと思っています。今日の昼からまたお話があると思いますので、それも参考になるかと思っています。

芦谷委員

市の健康づくり条例にも規則はありません。言いたいのは、結局条例だけ作って実際には規則くらいまでに盛り込んでいってしっかり前へ進めようという構えがあって欲しいと思うのです、市民からすれば。その辺は規則を作らずやっているやっているとどうなのか、あえて認知症条例については作る構えを持って欲しいと思うのですが。

新開書記

作るというのは市がですか。議員提案の条例とするのではなくて。

芦谷委員

いやいや、条例は議員提案になって出てきたものは皆のものだから。その分で市が問われるから市は今度規則を作るかどうかお考えだけです。

健康福祉部長

一般的に規則というのは条例で決まっていなくて、より詳しい部分を定めるのが規則です。申請をしなければならぬと条例で定まっているなら、その申請はどのような様式にするとか、あるいは期日を決めたりといった、細かい規定を作るのが規則なので、もちろん必要があれば作らねばいけません、何となく今のところ、何か具体的に決めておかないといけないようなものは見当たらないと思います。

芦谷委員

最後にしますが、健康づくり条例もそうなのです。やっている

健康福祉部長  
田畑委員

とおっしゃるけど本当は何か市が規則を定めて前に進める意思表示をされた方が良かったかなということ、老婆心ながら言って終わりにします。

参考にさせていただきます。

この条例をもう少し見直しする上で相談しながらやっていかないといけないと思うけど、要はでき来上がった時に運用をどの部署がどのようにするか、ある程度、我々委員会側も考えておかないといけないだろうし、それを福祉部門にまくられても困るだろうし。となると公民館しかないと思います。現状のままの公民館条例からいくと、とても御法度のことなのでできるとは思えないけど、それでもこれをある程度運用して自治しようと思えば、どうしても地域で支える観点からいくとまちづくり委員会ということになってくると思います。そうすると市長部局に質問した時に、公民館はいち早くコミュニティセンター化して浜田市全体の総合まちづくり部署は公民館であると。今の公民館条例からいくと、住民票等を発行したり、まちづくり委員会の事務局をしたりということが出来る条例ではないので、条例を改正しながらこういったことも……公民館は近くコミュニティセンターにすると言っているけど、これも平成23年頃の一般質問で言ったことを今頃やるとなると。浜田市だけです、公民館という名前を……他でも公民館は残っているのだろうけど、名前は公民館でありながらやっている事業内容は地区の総合的なまちづくり、福祉もやるし住民票等の発行もするし、という業務に長けているのは出雲等が最たるもの。松江市も。浜田市はこれからやろうとしているけど、いち早くやらないと現状の公民館事業との整合性が取れてないのは間違いないと思います。公民館条例からいくと。そうするとこういうことは福祉部門ではとてもできないということをはっきり言ってもらって、いろいろな部署との連携がないとできないと思うので、その辺は執行部の各部署と協議していただかないと上手くいかないと思う。これからきれいなものができる運用が。そうと思いますが課長いかがですか。

健康医療対策課長

実際実践する時は地域の方に中心になってやってもらわないととても全てこちら主導ではできない。そういった点で言うと、

本当にそれぞれ関わっているところに一緒に考えてもらわないといけない。どこが窓口になるかという、今までの経緯で言うとうとうしても我々が前に出てくるのですが、連携を持ってやっていくと言うしかありません。

田畑委員

運用をどうするか考えた上でいかないと、また公民館条例の問題が出てくる、まちづくり委員会の問題が出てくる、いろいろな部署の関連が。声が大きいところが勝つのか、真面目なところが勝つのか、行政は良く分からないけど、その辺も合わせて考えておかないといけないと思います。よろしくお願いします。

柳楽委員長

その他にございませんか。

( 「なし」という声あり )

ないようでしたら、最後に執行部からありますか。

健康福祉部長

2条の認知症サポーターの定義のところと、4条の地域おこし支援センターと、10条の認知機能検査、ここについてはこのように修正していただければという案を提案させていただきます。

それ以外は議員の皆さんでご検討いただければと思います。最後になりますが、私どもは条例提案を反対しているわけでは全くございませんので、ご理解をお願いします。

柳楽委員長

貴重なお時間をいただき、ありがとうございました。執行部の皆さん退席していただいて結構です。

### 《 執行部退席 》

柳楽委員長

執行部から3点が一番気になるということでお話がありました。

( 「その部分は執行部が直すのだ」という声あり )

澁谷委員

それ以外のところだよ、5条を外すとか。5条、2条、4条、11条等の指摘があったところをどうするか。

柳楽委員長

まず順番的に言うと、定義の認知症の人のところで予備軍も入っているように見えるところが気になるということでした。2条の2項です。幅が広すぎるということを言われていましたが、確かに認知症の人ということになると……予備軍はどこまで入るのかもありますし。

芦谷委員

予備軍は全員なのではないの。関係ないと思うけどな、認知症



の人とその周りの人ということで。

柳楽委員長

周囲の人が当該変化を感じられる人を言う、というところが多分引っかかっておられるということだと思います。そのままにしますか。

澁谷委員

ここからどういうスケジュールでいくの。1 時くらいまでこれの修正にかけるの。

柳楽委員長

1 時からもう 1 回やります。それはただ、政策討論会の役割分担だとかいったところなので、時間がどの程度かかるかわかりませんが。今日まとまらなければ 31 日もやりましようかという話です。どうしますか、13 時からの分を……でも役割分担をやっておかないと。元々 31 日に予定していたのでその時に、例えば役割分担をした政策討論会の最終確認を含めて条例の見直しのところも 31 日にやることもあるかとは思いますが、どのようにしますか。

村武委員

この条例は、今度の政策討論会の時に出すのですよね。

澁谷委員

委員会ではこんなことやってますよ、くらいの添付資料。今せっかくやっているのだから。

村武委員

完璧にしないといけないということはないのですね。

柳楽委員長

今の段階では完璧にはできない気がします。

村武委員

今日の執行部からの意見等を聞いて、もう少し私たちの中で考える時間が欲しいと私は思います。

柳楽委員長

そうすると 31 日は政策討論会の事も含めてやりますか。

澁谷委員

31 日にやって、政策討論会の打合せを委員長が早く着地させたいなら、今日の 13 時からはそれをやって、31 日に条例をやればいかがですか。

柳楽委員長

そういう案ですがよろしいでしょうか。

( 「はい」という声あり )

では、今日執行部から指摘されている部分について各委員の皆さんにもいろいろと意見があると思いますので、31 日にまとめてご意見をいただけるようにしていただきたいと思います。

今月 18 日に島田先生のところに、正副委員長と新開さんと 3 人で伺ってご意見をいただきました。先生はこの条例案は細かく読み込んでいただいている、他の条例を参考にされたものですね

とも言われていましたが、その中で先生が気になると言われていたのが、まず定義の部分は専門知識を得た上で書いた方が良いというご意見は聞かれました。認知症の定義の部分です。

田畑委員

専門知識といっても。

柳楽委員長

結局、お医者さん等が言われる部分ということなのだと思います。

澁谷委員

自分に聞きに来いということだろう。

柳楽委員長

そこまで言われませんでした。

澁谷委員

全否定されたの。

柳楽委員長

条例に対しては否定されるようなことは言われませんでした。すごく気になったのが第5条の「認知症の人は家族や身近な人、市、関係機関に発信するものとする」というところがありますよね、あれがこの文章を見ると、言わなかったら放っておくというようにも取られかねないというような意見を言われました。確かに言われてみればそうかなという気もしました。多分この言い回しが少しまずいのかなという気がしました。

澁谷委員

地域包括支援センターについては、人や拠点が少ないという。サブセンターについては、昔、同僚議員がガンガン言っていたよね。

柳楽委員長

そうですね、毎回のよう。

澁谷委員

この面積で1個は少ないと。

柳楽委員長

それと執行部の基幹的なことについて言うと、縦割りが多くて他セクションと連携を取ることが必要だという話もされてきました。全市的なバリアフリー化をしていく、結局いろいろなところとの連携を、市の中だけでなく事業者、家族の方とも……。

澁谷委員

基本的に行政に対する不満もあるのではないの。

柳楽委員長

でも客観視した意見だとは思いますが。近隣市町村との連携も言われていました。先生も言われたのですが、将来自分自身も認知症になる可能性があることを前提に作られているのかなというのがあって、全くそのとおりです。認知症の人の役割については少し考えないといけないかなと思いました。

澁谷委員

これは逆に外しても良いかもしれないし。

柳楽委員長

執行部からもありましたが、先生から言われたのは、責務的な

西村委員

文章はもう少し柔らかくした方が、というご意見でした。

澁谷委員

それは分かる。

基本的に、作ったとしても執行部は何も言えやしないのだから。しかし議論して1つの物を作っていくのが常任委員会として、今の通年会期の中では1つの大事な部分。作ったからといってどう出るのかはいっぱいあるわけ。法律ほどの拘束力がないから自己満足の世界なのです。ただ、人間としては作ればブレイクスルーになるかもしれない。

柳楽委員長

文章については条例に直接は関係ないのですが、サポート医の活用を充実させた方が良い。専門医ではないけどかかりつけのお医者さんが認知症に関する研修等を受けられて、それに対応できるような仕組みを作っておられるのですが。

芦谷委員

それ、あるけどおそらく機能してないのだろう。

柳楽委員長

機能してないことはないとは思いますが、年に何回か研修もあるらしいですが、土曜日等に研修があるらしくて、土曜も開業しておられるのでなかなか行けない人の方が多かったりするみたい。その活用も充実させることと、サポート医を増やした方が良いというご意見もありました。

芦谷委員

それともう1つ、認知症短期集中支援チームというのがあったでしょう。

柳楽委員長

初期集中支援チーム。

芦谷委員

あれを西川病院に委託したよね、ああいうのを本当はずっとやっていって、一体なぜそうなったかというところが全く評価がないです。話によれば西川病院に委託したら件数が増えたといった話があったりして。

村武委員

多分それは仕組みとして、結構最近なのですよ、市から初期支援チームをやってくださいとお願いしているのは。まだそんなに何年も経ってない気がするのですが。

芦谷委員

でも3、4年は前になる。

布施委員

改選前だったね。

村武委員

実績というか、きちんとしたことができなかったから委託しているのですよね。

柳楽委員長

初期集中支援チームに関しては、考え方もあると思います。初

期というのがどこからを指すのかですよね。現状としたら手に余る状況になったあたりで支援をされているような、どうもちらっと聞いた話ではそんな感じがします。その初期の部分をどう考えるかで、件数的なことも変わってくるかもしれません。

布施委員

認知症 2 から 9 まであって、2 は生活に支障を来す。しかし認知症は生活に支障を来すまでの過程でしょう。だからその部分の把握というのが難しいですよね。それをこの条例で検査しながら予備軍も含めて、治すことは不可能としても緩やかにやっていくことを、この条例の部分で分かたら地域全体で支えましょうという条例になっていると思います。いろいろな連携が必要だと思います。

芦谷委員

島田先生ががおっしゃったのは、いっぱいあるが施設も病院も含めてしっかり横の連携を作れみたいな話よね。それが浜田市の場合は進んでないのよ。作っただけでそのまま行っている。それでは意味ないよね。

柳楽委員長

予防に関して言うと、普段からアクティブに動き回る。あと生活習慣病の予防はすごく大事だと言っておられました。周囲に理解してもらうことが一番大事だということで。徘徊は昔自分が住み良かったところに行こうとすることで起きることが多いということで、そのようなお話がありました。

すみません、まとめ切れてなかったの。

新開書記

音を渡しますので皆さん聞いてください。

柳楽委員長

それでは、とりあえず午前中の委員会は以上で終了いたします。また午後からよろしく申し上げます。

[ 12 時 03 分 休憩 ]

[ 13 時 00 分 再開 ]

## 2 政策討論会について

柳楽委員長

午前中に引き続き福祉環境委員会を再開します。今回は 8 月 5 日の政策討論会の発表者と役割分担を決めていきたいと思えます。また併せて、どういった説明にしていくかも少し協議していただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

必要なのは発表者くらいですか、役割分担と言っても。

村武委員 パワーポイントが作るのなら、1人はクリックする係がいりません。

田畑委員 パワーポイント作るの。

柳楽委員長 一応この前、政策提言の部分をそのまま張り付ければ良いのではないかという意見が出ていたので、一応それは作って……。

新開書記 まだ何もしてません。

布施委員 福祉環境委員会はパワーポイントという方向性になったとしても、他の委員会も統一性は全然ないのでしょうか。他委員会との辺は全く話してないの。

澁谷委員 統一性は全く関係ないでしょう。より分かりやすくするために委員会でこの資料を出すかですから。

柳楽委員長 この前総務の委員長さんとは、たまたま出会った時にその話をして、パワーポイントされますかと聞いたらまだそのところもはっきり決めてないからと。

布施委員 独自性で良いのだね。

柳楽委員長 はい、ということです。ではとりあえず発表者とパワーポイントの操作をしていただく方。答弁は委員の皆さんではなく役割分担ですか。

澁谷委員 答えられる人間は限られている。西村さんが多分一番詳しくあったりとか。

西村委員 それはないでしょう。

澁谷委員 それをフォローして回るのだけど。相手がどのくらいの討論をしてくるか分からないけど。ただ文言を聞いてくるだけのレベルかもしれないし、結構構築してから高齢者の認知症の政策に対して、こうあるべきではないかというのが出るかもしれない。

布施委員 その時に答えられるものしか答えられない。予想できるのは、認知症のタッチパネル式のものを言っているではないですか、無料アプリ等で簡易に検査できるのであれば、皆さんがこの前言ったみたいに無料アプリをダウンロードして、こういうものがあるということくらいは説明できますよね。高額な据え置き型のものがなくてもタブレットを使って簡単にできると、そういうものの説明をもし求められればできますよね。

澁谷委員 基本的にはこれを読み上げれば私は良いと思いますけどね。

柳楽委員長 元々のところになるのですが、政策討論会ということなので、一応そのテーマに沿ってそこに参加しておられる全議員でそのテーマについて一定程度の討論をする形と想像しているのですが、あまり細かい点の説明までしてしまうと討論が生み出せないような気もするのです。

澁谷委員 この提言書を説明すれば良いと思う。

柳楽委員長 提言書の細かい……あれですか。

澁谷委員 読んでいけば。

西村委員 そんな細かいことが必要なの。

澁谷委員 3ページ読んだら9分くらいかかる。その時に全体を委員長が読んだら、提言の①、②、③を今度は副委員長が読むとか。役割分担して。

柳楽委員長 提言事項のところまで発表してしまうと、皆さんほとんど言うことがなくなってくるのかなと思うのですが。

澁谷委員 僕は逆に、細かいことを言わないと相手と議論にならないと思う、抽象的過ぎると。他の委員会の提案を見ていると、これで政策討論成り立つのかなと感じます。

柳楽委員長 どうでしょう、今の話について皆さんどう思われますか。細かい所まで発表した方が良いのか、それとも前段に留めてあとは皆さんから意見を出していただくやり方が良いのか。

布施委員 発表は25分でしょう。全体で60分程度とあるけど。読み込んでいけば、私らは認知症予防の部分についての政策提言だけど、他の人は細かく書いてあるけどここはどうかなというところで、1人が口火を切ると次々出てくる気がするのですいろいろな部分で。良いところ取りで琴浦町の先進的な取組をしているけど、先ほど言ったように執行部自体が、そういうことをして本当に認知症予防につながって数字はどうなのかというところとか、そういった細かい質問が出てくる可能性はありますよね。

澁谷委員 質問よりも討論ですから。相手方も意見を言わないといけないので、これに対する考え方を。質問もあるでしょうけど、それはそれなりに答えれば良いと思います。

布施委員 そこまでのプロセスが大事ですよ。そういうこともあろう、全て完璧なものを答えるわけではないけど、なかったらなかった

なりに、資料がしっかりしていたと捉えられるし、いろいろな捉え方ができるのではないですか。

澁谷委員 意見が出てその意見が参考になった場合は、この文をもう一度直すことになるでしょう。

柳楽委員長 できるだけ他の委員会の皆さんから意見をいただくことが良いのかなと。

澁谷委員 出るとは思いますか、勉強してない他の委員会の者から。そんなレベルのことでお前ら質問するのかということにもなりかねない。

田畑委員 ある程度レベルが一緒でないと出ないだろうね。

澁谷委員 この問題について常任委員会以上に関心を持ってやっている人など、残り 16 人のうち半分もいるとは思えませんよ。

柳楽委員長 政策討論会ということなので、やはり皆さんから意見が出しやすいような持って行き方をする必要はあるのかなと考えたのです。毎日いろいろなことを考えていて。

澁谷委員 今年第 1 回目だからね。

西村委員 そうしたらこの提案書で言えば、5 の提言事項の前までをパワーポイントでも何でも良いけどお話しして、話題提供みたいな形に留めて。

柳楽委員長 実際の所これは添付資料で上げているので、後の部分も読まれる方は読んで参加されると思いますし。なのであえてその細かい部分を説明するのは、私の考えとしては控えた方が良いのかなと思ったのです。

布施委員 新開さん、執行部として事務局として、政策討論会は日にちが決まっていますね、討論するために他の委員会の内容をしっかり把握して討論できるようにと、事務局から再度メールで打たれるのでしょうか。それとも日程案内だけですか。

新開書記 そうですね、その辺は詰めておきたいと思います。

布施委員 全然討論にならなかつたらいけないので、他の委員会のこの部分についてはどうかくらいは事前に事務局からきちんとやるべきだというくらいは打って。

新開書記 はい。次長は今、総務文教委員会の視察に行っているので、帰り次第、話します。私はちょうどかぶっているのです。

布施委員 先ほど田畑委員と話をしていたのだけど、産業建設や総務の政策提言は、現時点での政策の中にあるから報告が……政策提言があろうが質問できるのです。でもこの部分は勉強しないと多分他の委員から質問するのはなかなか難しいと思います。そういう意味合いで、再度各委員会が政策提言された部分についてはしっかり読み込んで臨んでくれくらいは事務局から……。

澁谷委員 総務と産業建設の様子を見てみると、ほとんど議論されているようには見えないよ。委員会で議論されていないような内容を書いてある感じ。だからおそるるに足らない。言われたら粛々と答えれば良いと思う。

芦谷委員 おそらく他の委員会について、疑問は言うけどあまりやいやいや言うのははばかりされるし、多分出ると思います。今日執行部との話の中で、執行部目線でのいろいろな懸念があった、ああいったことと、島田医院長先生、あの感じ。ああいったものを背景に言われれば良く分かって、それでこの説明に入れば良いのではないですかね。

澁谷委員 芦谷さんがいみじくも言われたのだけど、そもそもの始まりが西村委員の提案が元になっているのではないかと思います。介護保険や医療費が高いのが、介護保険料のうちの3分の1か2にしようという、そういうことが影響しているので、そういうことがベースにあって琴浦町を視察して今議論したいとか、そういう経緯みたいな説明がまずあって説明したら十分だと思う。最初は西村さんが説明しても良いかもしれない。

西村委員 それはいくらでもするけど。

澁谷委員 パワーポイントで出てくるのを淡々と読み上げていくだけでも。

芦谷委員 澁谷委員がいつも言われる、医療費が多いことと保険料が高いことは少し客観的に説明してあげた方が、他の議員さんにも良いなと思った。入口では。

田畑委員 認定率が高いのと介護保険料が高いのが前提だから。

澁谷委員 それは後の資料に添付されているのではないかな。

柳楽委員長 はい。

田畑委員 それもパワーポイントで説明すれば。



布施委員 15分では終わらないよ、それ。  
 柳楽委員長 では流れとすれば、これに至る経緯を西村委員さんに。  
 澁谷委員 最初は西村さんが言って、あとは委員長がパワーポイントに出  
 てくる文字を読み上げれば良い。  
 柳楽委員長 パワーポイントは抜粋して入れる。  
 田畑委員 介護保険料のデータもパワーポイントに載せた方が良い。  
 柳楽委員長 メインの発表は。  
 ( 「正副委員長」という声あり )  
 西村委員 前段で私がなぜこのテーマを選定したか、琴浦町等々に引っか  
 けて言って、あとは基本的に4までを流すということですか。  
 澁谷委員 西村さんの場合は話が長くなる心配があるから、その辺はある  
 程度簡潔にやってもらって、メインはあくまでも正副委員長に。  
 10分くらいで。  
 柳楽委員長 これの4まで。  
 西村委員 読んでも良いし、圧縮したものでも良いし。  
 柳楽委員長 2番はそんなに説明するようなものでもないですよ。  
 澁谷委員 暗記しなければいけないわけではないから。あまり負担に思わ  
 ないように。  
 村武委員 パワーポイントは大きな画面をイメージしていたのですが、そ  
 れではなく皆さんこの中に入れて見れば。この中に資料を入れて。  
 新開書記 傍聴される方もおられるので。  
 ( 「ああそうか」という声あり )  
 澁谷委員 傍聴人には資料を配って。  
 新開書記 それは紙でお配りします。  
 村武委員 そうしたら、1ページずつ飛ばした方がいいということですか。  
 澁谷委員 それは村武さんがやりなさい、あなた詳しいそうだから。  
 新開書記 発信という形があるので、これで。  
 澁谷委員 ではパワーポイントは新開書記がやって、こちら側は村武さん  
 がやる。  
 新開書記 どちらでも。  
 布施委員 討論会の順番は決まってないですよ。  
 ( 「総務から」という声あり )  
 西村委員 討論の時間がどうなるか、やってみないと分からないと。プレ

ゼンテーションの部分だけ 15 分程度に納めるとだけ決めて、あとは行き当たりばつりにしよう。

田畑委員

福祉環境委員会なら、はじめにが始まって 15 分間はプレゼンやって、残りは成り行きを見る。

澁谷委員

最初は概ね 1 時間で書いていたのよ委員長が。そうしたら時間を制限するのはおかしかろうと。もっと意見が出るかもしれない。

西村委員

それでまあ、やってみないと分からないということになったのよ。だから討論時間は決めまいと。要するに決めたのはプレゼン 15 分程度、それだけ。あとは議長の裁量に任す。

澁谷委員

ピントが外れた討論が出るかもしれないけど。

芦谷委員

そもそも委員会がしようと言っているのだから反対することはないはず。

澁谷委員

基本的に政策討論という言葉はありますが、討論して基本的には政策提言するのが大事なのですから、その中の討論ですからね。執行部に提言書を出すことが目的なのですから。だから今心配しているのは、他の委員会で意見が出るとしても提言書までひと月でまとまるかなと思っています。これを却下するかは議長が皆の意見を聞きながら決めていくのだろうけど。意見が出れば出るほどまとめるのは至難の業だ。

柳楽委員長

役割分担は今のよう形で、流れは西村委員に前段でこのテーマに至った経緯をご説明いただいて、次に正副委員長どちらかで意見書に沿って説明して、ということで。あとはパワーポイントは村武委員と事務局とでお願いします。

澁谷委員

それは条例案も添付資料で付けるのだよね。

新開書記

今日の段階ですか。

澁谷委員

こういうことを委員会では討論しました、議論中ですと。執行部には散々言われていますが。

田畑委員

これを送るのは難しいの。

新開書記

1 つのデータにしておけば、これは 1 回出しておけば自由に繰り返してもらえば良いのかなと。

村武委員

大きな画面は進めておく。そうすれば皆さん自分でされると思うので。

柳楽委員長

という流れでいきたいと思います。パワーポイントに記載する

内容は検討したいと思います。

澁谷委員 3日間視察に行くのだから、その時に打ち合わせしましょう。

柳楽委員長 総務もそのようなことを言っていました。ではパワーポイントでは4までの部分をさせていただきます。

新開書記 今タブレットの資料を発信しましたが、席次は全員協議会の並びで各委員会にはなっていません。

澁谷委員 普通なら発表者が前に出て並んでやるのはあるけど、この席次はそこまで考えられてないな。

柳楽委員長 ということで。

### 3 その他

柳楽委員長 その他よろしいですか。

( 「はい」という声あり )

以上で本日の福祉環境委員会は終了いたします。

( 閉 議 13時20分 )

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

福祉環境委員長 柳楽 真智子 ⑩